様式第３号の２（細則第６条関係）

確　約　書

「封印取付け委託要領」（平成１８年国自管第８６号）第１２条第４項に基づき、丁種受託者である行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１５条に規定する静岡県行政書士会から委託を受けた行政書士（以下「甲」という。）と、当該行政書士と一体として封印を取り扱うこととなる再々委託を受けた行政書士（以下「乙」という。）は、下記のとおり確認する。

記

１．甲は乙が以下の要件を満たすことを認め、甲の委託元である丁種受託者の名で乙に封印の取付け作業を行わせるものとする。

①　自動車登録業務に十分精通し、丁種封印会員名簿に登載されていること。

②　封印取付けに際して与えた損害に係る賠償責任保険に加入していること。

２．封印の受領及び取付け作業は、丁種封印名簿に登載されている会員またはその補助者（総務省令に基づき、所属する行政書士会に届出を出している補助者）及び使用人行政書士に限る。（再々委託を除き封印を行わず、ナンバープレートや封印を販売会社等に引き渡すことは違反行為である）

３．乙は、封印作業において下記の事項を遵守すること。

①　封印取付け台帳等を備え、明瞭に封印の取付け状況を記載する等により、封印の取付け作業を適正に行うこと。

②　封印の取付けは、電子車検証もしくは記録事項証明書と車台番号を確認の上、正しく施封をすること。

③　車台番号の拓本もしくは画像を撮ること。

④　車両の後部ナンバーと自身の証票または単位会会員証（補助者の場合は補助者証）を同一の画像に収まるように撮ること。

⑤　上記③、④の画像を、甲に提出しなければならない。

⑥　乙は、上記③、④の画像を、それぞれ５年間保存しなければならない。

４．乙は、封印の取付け作業が終了した場合、封印取付け報告書により、甲に報告するものとし、甲は、封印の取付け作業が適正かつ円滑に実施が図られるよう、必要に応じて乙に報告を求めることができるものとする。

５．乙は、甲の委託元である丁種受託者が定める封印に関する規程、細則及び内規に従うものとする。

６．乙が行う封印の取付け作業について問題が生じた際は、甲、乙が協議して解決するものとする。

７．本確約書は、　　年　　月　　日から実施するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　登 録 番 号　　第　　23171390　　号

事務所所在地　　静岡県島田市ばらの丘一丁目６番地の６

行政書士氏名　　髙橋　高之　　印

乙　登 録 番 号　　第　　号

事務所所在地

行政書士氏名　　印